支部報
よこすか
第225号
発行所
(公社)神奈川労務安全衛生協会
横須賀支部
TEL 861－5428
FAX 861－8270
発行責任者　秋本義紀
編集責任者　小倉行雄

全国労働衛生週間
10月1日～7日

『健康管理　進める
広げる　職場から』

去る九月五日（木）市立勤労福祉会館に於いて、第六四回全国労働衛生週間横須賀地区推進大会が一六五名の参加のもと盛大に開催された。

司会を務める陸上貨物運送事業労働災害防止協会の赤川事務局長による発声に始まり、まず開会にあたり、(公社)神奈川労務安全衛生協会横須賀支部の秋本支部長にご挨拶を頂いた。

◎横須賀労働基準監督署
岡部署長　ご挨拶

挨拶される岡部署長

昨年の業務上疾病者数は七、七〇〇名を超えており、その中でも腰痛が約八割を占めている。一方で、一般定期健康診断の有所見率も五〇％を超えており、どちらも横ばいの状態である。また、業務上のストレスなどによる精神障害については、対前年比で一・五倍と増加しており、印刷事業場における有機溶剤による胆管がんの発生が問題となった。今後は、健康診断結果に基づく事後措置等の適切な実施や、職場における自主的な管理の徹底を目指すことが求められている。

また、「第一二次労働災害防止計画」の初年度として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策等が重点対策として掲げられている。

このような状況の中、全国労働衛生週間を機に事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生活動の一層の促進を図って頂きたいと締めくくられた。

◎横須賀労働基準監督署
桐山安全衛生課長　主旨説明

説明される桐山課長

今年六月に「日本再興戦略」が閣議決定され、その中で九月を「職場の健康診断実施強化月間」として取り組むこととなった。安衛法においても、健康診断の結果、三か月以内に事後措置としての医師等からの意見聴取を行い、個人票に記載し、必要に応じて保健指導を行うことと決められている。

各事業場においても、雇入時の健康診断から始まり、定期健康診断等における手順に漏れがないか再度確認するとともに、自主的な労働衛生活動のより一層の推進を期待すると結ばれた。

その後、木造家屋建築工事等災害防止協議会横須賀地区会の千葉地区会長による大会宣言の後、特別講演があり、横須賀工業振興共同組合の土屋労働福祉委員長の閉会挨拶により大会を終了した。

（文責　前田）

新支部長挨拶

住友重機械工業株式会社
横須賀製造所長　秋本義紀

「横須賀支部長就任にあたって」

ご安全に！

本年七月から前任の水野より横須賀支部長を引き継がせていただきました。横須賀の地には三〇年以上勤務を続けてきましたが、この度支部長の重責をになうこととなり、安全衛生への思いを新たにしたところです。

近年、労働の形態も変化が激しく、また、若年労働人口の減少、高齢労働者の増加も継続しています。統計によれば、高齢労働者の災害発生率は他の年代に比して高い傾向となっています。高齢労働者というと、ベテラン、熟練というイメージがありますが、実際には、非熟練労働者として慣れない仕事に就いているケースも多いのかと思います。

また、メンタルヘルスを含む心身の健康維持、異常気象の頻発で猛暑が続くなかでの熱中症対策と、職場の外を含めた健康管理の重要性が指摘されています。

一方、リーマンショック後一時的に減少した重大災害件数も、毎年増加の傾向が見られます。今後、経済活動の本格的回復に伴って、災害発生リスクが増大していくことが懸念されます。

こうした安全衛生をとりまく環境のなか、横須賀支部は会員事業所数が現在二三一社と神奈川県内一二支部の中でも比較的小規模の支部となっていますが、その会員事業所数もこのところ減少傾向が続いています。また、事業所規模としても従業員の少ない事業所が多いこともあってか、各種行事への参加者数も減少傾向となっています。第一二次災害防止計画に示されているように、社会福祉施設、小売業等の第三次産業の事業所に労働災害、健康障害が増えてきている現状を考え合わせると、特に第三次産業の会員事業所数を積極的に拡大していくことが必要となっていると思われます。

横須賀地区の事業者と労働者が連携・協力しながら安全衛生向上のためにアクションしていく姿に向けて、更には、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指して、支部長の役に取り組んでいきたいと考えます。

引き続き、横須賀労働基準監督署の皆様と会員各位のご指導、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

ご安全に！

特別講演

「ラジオ体操の効果とは」

神奈川県立保健福祉大学 元教授　遠部 諒二 氏

遠部先生は、日本体育大学体育部体育学科を卒業後、青年海外協力隊へ参加し中米エルサルバドル国で陸上競技コーチ、一九九四年四月に神奈川県立衛生短期大学助教授に就任し、二〇〇三年四月に神奈川県立保健福祉大学助教授、二〇〇七年四月には同校教授に就任し、現在は、青年海外協力隊の技術顧問を務め、神奈川県立保健福祉大学で非常勤講師として活躍中です。「職場の安全・健康維持増進のためのラジオ体操の効果」について、ラジオ体操の実績を交えご講演をいただきました。

職場の健康づくりは「栄養・運動・休養・ストレス」の四本柱であるが、ストレス社会のなか二人一組でのストレッチなど、コミュニケーションを取り入れた運動が効果があり近年の健康づくりに重要な要素となっています。

ラジオ体操を実演する遠部氏

運動を始める前に正しい姿勢を保つこと、たとえば猫背や重心のずれなど姿勢の崩れは、筋肉のバランスの乱れにつながり、その後血液の循環が悪くなり内臓を圧迫し、結果的に病気の元になる可能性があるので、一日一回は姿勢を自分でチェックして矯正してください。正しい姿勢の保持は健康づくりの第一歩となります（下図参照）。

筋肉量は男性で二五歳、女性で二三歳がピークとなり、それを原点として加齢によって筋肉量が徐々に減少し、日常生活だけでは七〇歳を過ぎると三〇歳時の筋肉量の半分となり、筋肉の衰えにより姿勢が乱れます。健康を維持するには、運動によって筋肉量が衰える現象を少しでも緩やかにすることが望まれます。

メディアから体に良いと言われる多くの情報を最近は簡単に得ることができるが、運動の負荷が多いと体を壊す原因となります。たとえば、昔はジョギングを進めていたが、今はウォーキング・スローウォーキングに変わってきています。運動は必要だが、正しい方法で正しい量を行うことに注意しなければなりません。負荷は、一日に二〇分ほどの歩行や五階程度まで階段であがる運動で適度の負担を心臓に与えて運動不足にならないようにしてほしい。特に、車運動をしている方は運動不足になりメタボ体系になりやすくなります。増加した体重は高脂血症などの生活習慣病のリスクが高く、三〇歳時の体重を目安に維持する努力が必要になります。また、体重管理は運動だけで消費するには体の負担が大きい。食事からの摂取カロリー制限と運動消費カロリーのバランスが必要になり、生活のスタイルを変えることで改善できます。

ラジオ体操の効果は、三分一五秒の短い間に、全身の筋肉・関節等各部位を動かすバランスの良い体操です。職場の健康維持増進のために、朝礼のラジオ体操を実施し、腰痛予防・事故防止に役立てていただきたい。また、長時間同じ姿勢での仕事、不自然な姿勢での仕事では、肩こり・腰痛・腰痛等の症状解消のために、仕事と仕事の合間に軽い運動とストレッチ運動（講師体操）の実施をおすすめいたします。

後半は、上着を脱いでラジオ体操の実技でした。思いのほか理屈を聞いて行う正しいラジオ体操は全身運動で、参加者からは背伸びの運動に合わせ、アーアーと気持ちよさそうな声が聞こえました。一時間半の講演は、ラジオ体操の効果を改めて認識するとともに、子供のころ眠い目を擦りながら参加した夏休みのラジオ体操を思い出す楽しい講演でした。

（文責　小倉）

事務局だより　☎861−5428

《平成25年11月～平成26年1月行事計画》

【11月度】

★5ヶ未満クレーン特別教育
開催日：【学科】11月　7日(木)
　　【実技】11月10日(日)
会　場：【学科】勤労福祉会館
　　【実技】独内精工㈱

★職長安全衛生教育
開催日：11月14日（木）
　　11月15日（金）
会　場：勤労福祉会館（予定）

【12月度】

★有機溶剤作業健康者安全衛生教育
開催日：12月4日(水)
会　場：勤労福祉会館(予定)

【1月度】

★経営首脳者セミナー・賀詞交歓会
開催日：26年1月16日(木)
会　場：よこすか平安閣

★リスクアセスメント研修
開催日：26年1月23日(木)
会　場：勤労福祉会館(予定)

※ご注意
会場予約・講師の都合により日程を変更する場合があります。
詳細はその都度発行される案内をご参照下さい。

ご案内

平成26年度 神奈川労務安全衛生大会

平成26年度神奈川労務安全衛生大会が下記の通り開催されます。開催案内が既に届いていると思います。参加費無料ですので、会員事業所のみなさま多数のご参加をお願い申し上げます。

参加申込は、横須賀支部事務局へお願い致します。

記

1. 日　時　11月13日(水) 14時～16時45分
2. 会　場　相模女子大学グリーンホール
3. 主　催　(公社)神奈川労務安全衛生協会

便り

本年度に行われた法改正、発出された通達等についてお知らせいたします。

労働安全衛生規則の改正

平成二五・四・一二公布
平成二五・一〇・一施行

○食品加工用機械の規定の追加

改正の背景

食品加工用機械による休業四日以上の死傷災害は、全国で年間二千件近く発生しており、他の産業機械による災害に比べ、特に多い状況です。

傷病の種類別では、身体部位の切断、挫滅（組織がつぶれること）により、身体に障害が残る可能性があるものが、全体の四分の一を占めています。

このような状況を踏まえ、機械の危険な部分への覆いの設置や、食品の原材料の送給、取出し時の運転停止、用具の使用などが義務付けられました。

一、食品加工用切断機・切削機の対策
（切断機等の覆い等）
安衛則第一三〇条の二
（切断機等に原材料を供給する場合における危険の防止）
安衛則第一三〇条の三
（切断機等から原材料を取り出す場合における危険の防止）
安衛則第一三〇条の四

二、食品加工用粉砕機・混合機の対策
（粉砕機等への転落等における危険の防止）
安衛則第一三〇条の五
（粉砕機等に原材料を送給する場合における危険の防止）
安衛則第一三〇条の六
（粉砕機等から内容物を取り出す場合における危険の防止）
安衛則第一三〇条の七

三、食品加工用ロール機の対策
（ロール機の覆い等）
安衛則第一三〇条の八

四、食品加工用成形機・圧縮機の対策
（成形機等による危険の防止）
安衛則第一三〇条の九

五、機械の「調整作業」を機械の運転停止義務の範囲に追加
（掃除等の場合の運転停止等）
安衛則第一〇七条

機械による危険の防止に関する一般基準である労働安全衛生規則第一〇七条に、機械（刃部）を除く。）のそうじ、給油、検査、修理の作業に加え「調整」を行う場合も、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転停止義務の範囲に追加されました。

なお、各条文に関する解釈、留意事項につきましては、平成二五・四・一二付け基発第〇四一二第一三号通達をご参照ください。

受動喫煙防止対策助成金制度

職場における受動喫煙防止対策については、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成一七・六・一付け基安発第〇六〇一〇〇一号）で喫煙室等の設置等の基準が示されています。

職場での受動喫煙を防止するために、喫煙室の設置を行う際に、その費用の一部を助成する制度があります。

この制度は、平成二五年度からすべての業種が対象となり、助成率が四分の一から二分の一に引き上げられました。なお、喫煙室の設置を交付対象としています。

一、対象となる事業主等
① 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
② 中小企業事業主であること。

業種、雇用する労働者数、資本金について条件があります。

小売業　常時使用する労働者数五〇人以下、資本金五千万円以下、
サービス業　常時使用する労働者数一〇〇人以下、資本金五千万円以下
卸売業　常時使用する労働者数一〇〇人以下　資本金一億円以下
その他の業種　三〇〇人以下　資本金三億円以下

③ 一定の基準（喫煙室の入り口において、喫煙室に向かう風速が毎秒〇・二メートル以上）を満たす喫煙室を設置（改修を含む）すること。

二、助成内容

喫煙室の設置にかかる経費のうち、工賃、設備費、備品費、機械の装置費などの経費の二分の一が支給されます（上限額二百万円）

なお、交付申請については、工事着工前に行う必要があります。制度の内容については、厚生労働省のホームページをご覧いただき、具体的な申請につきましては、神奈川労働局健康課にご相談ください。

腰痛予防対策

休業四日以上の職業性疾病のうち、六割を占める職場での腰痛。

社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、「職場における腰痛予防対策指針」（平成二五・六・一八付け基発第〇六一八第一号）が改定されました。

一、介護作業の適用範囲・内容の充実

「重症心身障害児施設等における介護作業」から「福祉・医療等における介護・看護作業」全般に適用を拡大

腰部に著しく負担がかかる移乗介助等では、リフト等の福祉機器を積極的に使用することとし、原則として人力による人の抱上げは行わせないことを記述

二、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの手法を記述

リスクアセスメントは、ひとつひとつの作業内容に応じて、災害の発生（ここでは腰痛の発生）につながる要因を見つけ出し、想定される傷病の重篤度（腰痛に関しては腰部への負荷の程度）、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法（労働安全衛生法第二八条の二）

労働安全衛生マネジメントシステムは、事業場がリスクアセスメントの取組を組織的・継続的に実施する仕組み（労働安全衛生規則第二四条の二）

これらは、いずれも労働災害防止対策として取組まれているものであるが、腰痛予防対策においてもこれらの手法が効果的であることから改訂指針に明記

三、一部の作業について、職場で活用できる事例を掲載（チェックリスト、作業標準の作成例、ストレッチング（体操）方法など）

法令の条文、通達等の情報は、安全衛生情報センター（中央労働災害防止協会）のホームページで確認できます。
http://www.jaish.gr.jp/anzen_pg/HOU_FND.aspx#searc

事業所めぐり

株式会社ニコン 横須賀製作所

会社見学

まだ残暑の厳しい八月下旬に、京急久里浜駅からほど近い横須賀製作所に伺い、原所長と安全衛生ご担当の藤沢主幹にご案内をしていただきました。

◆会社紹介

株式会社ニコン横須賀製作所の前身は、被晶露光装置の生産数量増加・大型化に対応するため、平成十六年に（株）日平トヤマ技術センターの一棟を賃貸する形で発足した。被抵製作所横須賀分室です。その後、被抵市栄区の被抵製作所敷地を国交省へ一部譲渡することになったのを機に、社内の機能再配置計画に従い、平成二四年三月に新たに横須賀製作所として発足しました。

◆主な製品

横須賀製作所の事業内容は

・電子回路及び電子モジュールの開発及び製造

・セラミック等精密加工部品及びモジュールの製造

・液晶露光装置及び関連商品の製造

となり、主力製品は液晶露光装置（下記写真参照）と半導体露光装置用部品・ユニットになります。

被晶露光装置とは、もはや生活に欠かせない液晶ディスプレイの製造に不可欠な装置であり、大きなガラスプレート上に何百万画素もの回路スイッチを露光する機械とのご説明を受けましたが、なかなかピンと来なかったので、工場内をご案内していただきました。工場内は温度管理が徹底されており、ヒンヤリ＝粗立工程も吉が無く、まるで遊園地に来たような快適さでした。被晶露光装置はクリーンルーム内にドンと収められており、テニスコートほどの大きさであらためてびっくりしました。

◆安全衛生活動

横須賀分室時代は十名前後であった人員が横須賀製作所になることで四〇〇人規模（関連会社含む）に拡大し、安全衛生活動が本格化することになりました。製作所設立当初は、修繕支援室の設置など藤沢主幹は多忙な日々を過ごされたそうです。現在では事業所内には保健師が常駐、産業医も毎一回は来訪され、従業員の健康相談やメンタルヘルスにも対応出来る体制が整っています。

被晶露光装置

横須賀製作所では、整備や作業環境に対するリスクマネジメントはもとより、化学物質の安全管理を徹底されているそうです。特に新規で化学物質を使用する場合は、リスクアセスメントを実施して、使用方法が安全か使用職場に確認した上で、使用の可否を判断しています。また、製作所内にある関連会社とも連絡調整を図り、情報を共有することで、製作所全体の安全衛生を推進しているそうです。

◆おわりに

精密機械を取り扱う事業所だけに、何事にもきめ細やかに対応され、来時らしい安全衛生活動を創造されていると感じました。これからも全員理念である『信頼と創造』を実行されることを期待するとともに、今後の益々のご発展をお祈りいたします。

（文責　原口）

★ご婚礼・ご宴会承ります★
よこすか平安閣
〒235-0041 横浜市本町1-4（ベース前）
ご予約、お問い合わせはフロント予約係まで
フリーダイヤル 0120-23-1122
http://www.heiankakuyokosuka.com

お気軽に、ご相談ください！
安全衛生診断・改善指導、安全衛生教育・講演
化学物質のリスクアセスメント教育等
白須労働衛生コンサルタント事務所
所長 白須吉男
〒239-0845 神奈川県横須賀市栗田1－23－10
電話（FAX）046－848－2301
E-mail：yshirasu@jcom.home.ne.jp

デザイン・印刷全般
有限会社 舟津印刷
〒220-0062 横浜市西区久保町31-23
TEL：045-242-3171(代)
FAX：045-241-0478
E-mail：lei05155@nifty.com

21世紀　企業の発展は
働く人の健康確保から
50人未満の事業場の事業主・労働者の皆さん 地元の産業医による健康保健サービスをご利用ください（無料です）
厚生労働省委託事業
三浦半島地域産業保健センター
〒239-0016 横須賀市田戸台36－1（横須賀市総合会館）
電話 046－828－3053　FAX 046－833－4534